

日時:令和 2(2020)年 1月 16 日(木) 13:30~14:30

場所:東京都庁第一本庁舎 29 階 29D 会議室

<教育庁側出席者>

総務部教育情報課課長代理(広聴担当)

都立学校教育部特別支援教育課課長代理

指導部特別支援教育指導課統括指導主事

人事部人事計画課統括課長代理(教職員定数担当)

<東京 LD 親の会連絡会 出席者>

にんじん村:2 名

けやき:3 名

ルピナス:3 名

## 1.LD 等発達障害をもつ児童・生徒が安心して学習できる環境の整備について

- (1) LD 等発達障害をもつ児童・生徒が、学校環境によって合理的配慮を受けられないといった状況が起きないように、都立学校および各区市町村教育委員会に対して指導助言をお願いします。

**回答:**都立学校教育部特別教育支援課・高等学校教育課:代表して都立学校教育部特別支援教育課が回答

(1)の合理的配慮についてのご質問ですけれども、都教育委員会では、「障害者差別解消法ハンドブック(都立学校版)」を作成しております。都立学校では、入学者選抜、授業、定期考査等の様々な場面で、生徒や保護者の方の申し出に応じまして、合理的配慮を行うよう努めております。また、小中学校での合理的配慮の提供については区市町村の教育委員会に対しまして、このハンドブックを情報提供するとともに、就学相談の担当者のための講習会などを活用しまして、合理的配慮の提供に関して、保護者の方との調整を図った事例などさまざまな事例について周知を図っております。

**回答:**人事部職員課(代読)

都教育委員会は東京都立学校職員服務規程第 8 条の 3 第 2 項および「都立学校における障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」第 3 条におきまして、「職員は、障害者が社会的障壁の除去を必要としている場合には、必要かつ合理的な配慮をしなければならない」旨を規定しております。同規定および同要綱に基づき、適切に対応しております。また、各区市町村教育委員会に対しましては、都教育委員会での取り組み内容、通知などについて必要に応じて提供しています。

- (2) LD 等発達障害をもつ児童・生徒が、不当な差別を受けないように、都立学校および各区市町村教育委員会に対して徹底した指導をお願いします。LD 等発達障害に対する差別が起因と考えられる問題事例が報告されています。

**回答:**指導部指導企画課(代読)

都教育委員会では、人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別をなくすため、国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」や「人権教育の指導方法等のあり方について(第 3 次とりまとめ)」を踏まえるとともに、東京都人権施策推進指針等に基づき、人権教育を推進しています。

- (3) 学力テストの点数ばかりに重きをおいた教育ではなく、自分とは異なる条件を持つ多様な他者を理解する心を養い、他者が抱える困難や痛みを想像し、共感する力を養う教育が実現されるよう、差別やいじめが起らなくなる教育が推進されるよう、都立学校および各区市町村教育委員会を指導してください。

**回答:**指導部指導企画課(代読)

都教育委員会では、人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別意識をなくすためには教育の果たす役割はきわめて重要であると認識しております。今後とも都教育委員会は、区市町村教育委員

会と連携しまして各学校において人権教育が適切に行われるよう指導・助言してまいります。

- (4) 児童・生徒が希望する場合、校内で行われる学力テスト(業者主催も含む)に合理的配慮がなされるよう、都立学校および各区市町村教育委員会を指導してください。また、その際に行われた配慮を配慮の実績とできるよう記録に残して、次の担当者に引き継げるような仕組みを構築してください。

**回答:**指導部高等学校教育指導課(代読)

都教育委員会は、平成 29 年 3 月に「ユニバーサルデザインの考え方に基づく授業及び行動支援 事例集」を作成し、全都立高校等に配布し、周知することで、発達障害の生徒が持てる力を十分に発揮するために、個別の教育支援計画や個別指導計画を適切に作成するとともに、それらの計画に基づき、障害に応じた支援の推進を図っています。

**回答:**指導部義務教育指導課(代読)

都教育委員会では、「児童・生徒の学力向上を図るための調査」において、特別な配慮が必要な児童・生徒の調査に関する対応等については、各学校が個々の児童・生徒の実態により、保護者および所管する教育委員会と相談および協議して対応することを各学校に周知をしています。

**回答:**指導部特別教育指導課

都立高校については、都教育委員会では、地区ごとに高校の特別支援教育コーディネーターと特別支援学校の特別支援教育コーディネーターが合同で研修や情報交換を行う機会を設け、高校に在籍する特別な支援が必要な生徒への指導や配慮について高校の教員が特別支援学校の教員から直接助言を得ることができるようになっています。

また、区市町村の教育委員会に対してですが、区市町村の特別支援教育の担当主事等を対象とした連絡協議会において「ユニバーサルデザインの視点を取り入れた学校の教育活動の推進について《小学校及び中学校での取組の事例集》」などにより、特別な支援が必要な児童・生徒への支援や配慮について周知しています。

- (5) 教職員定数に国の基準があることは承知しています。しかし東京都独自で可能な限り教員数を増やす工夫、取り組みをすすめてください。特に LD 等発達障害をもつ児童・生徒には個別の教育ニーズが多いため、特別支援教育に関わる教員の増員を強く希望します。

**回答:**人事部人事計画課

教員を増やしてくださいというご要望に対してですけれども、教職員定数につきましては、国の基準に基づき都の教職員定数配当基準により適切に算定しているところであります。

- (6) LD 等発達障害に対して知識をもった学習支援員の増員を区市町村に助言してください。また、研修等を実施し、安心して学習できる環境の整備に学習支援員が活用されるよう指導してください。

**回答:**都立学校教育部特別支援教育課

学習支援員の増員についてですけれども、特別支援教育支援員の配置につきましては、区市町村教育委員会が実施主体となって、それぞれの実情に応じて配置しております。

**回答:**教職員研修センター(代読)

東京都教職員研修センターでは、発達障害のある児童・生徒について理解を深めるとともに、的確な支援を行うための環境整備のあり方等について学ぶ研修を実施しております。

- (7) 既に成人している発達障害者が義務教育期間に適切な教育を受けられなかったケースも見受けられることから、そのフォローとして、当事者の希望がある場合、義務教育内容を再度学べる制度等を作ってください。

**回答:**学校も卒業されているということなので、教育庁としての回答は非常に難しいということで、担当外という

ことにさせていただきます。

- (8) 平成 28 年度から行われている「自立支援チーム」派遣事業について、対象を都立高校の中途退学者や進路未決定卒業者に限らず、私立高等学校にも広げていただければと思います。

**回答:**地域教育支援部生涯学習課(代読)

「自立支援チーム」派遣事業は、都立学校の生徒を対象に実施しています。私立高校におけるスクールソーシャルワーカーの配置等については、各私立の学校において検討していくものと考えています。

## 2. 個別の教育的ニーズに対応した合理的配慮の推進について

---

- (1) ICT 機器の活用事例集が小学校・中学校で作成されましたが、単純に導入した方法だけでなく、活用の際に学校環境をどのように整備したかなどの情報についても、教員が簡単に入手できる工夫をお願いします。

**回答:**指導部特別支援教育指導課

平成 28 年度に小学校を、平成 29 年度に中学校を対象に、「ICT 機器の活用事例集」を作成しまして、その内容について、継続的に区市町村教育委員会の特別支援教育担当者に対する連絡協議会で周知するとともに、各区市町村教育委員会を通じて、小中学校の指導実践を互いに紹介し合う機会を作るなどして、指導内容の充実に努めております。今後も各区市町村の先進的な取り組み事例の紹介などを通して ICT 機器の導入および活用やその際の環境整備の工夫を共有できるように努めていきます。

- (2) ICT サポート支援員が現在都立学校などで試験的に導入されているそうですが、LD 等発達障害をもつ児童・生徒に対する支援として ICT サポート支援員がどのように関わる可能性があるのか具体的に教えてください。

**回答:**総務部教育情報課(代読)

現在、生徒の所有する ICT 機器を活用した学習支援等を実施することの有効性を検証し、導入時および運用における課題解決の方向を検討するため、BYOD 研究指定校に、ICT 支援員を配置しているところです。ICT 支援員は ICT 機器の保守や運用、授業における ICT 活用等の教員を支援するとともに生徒所有端末のネットワーク接続時の不具合についても支援しているところです。

- (3) スマートフォンや携帯電話等を教室内に持ち込む事に関して、災害時や板書時等の学校側の基本的な対応について、東京都としての共通の対応がありましたら、今の状況を教えてください。

**回答:**指導部指導企画課(代読)

都教育委員会は、学校の授業において、スマートフォン等の活用が有効であることと、登下校時の安全確保や災害時の安否確認の際にスマートフォン等の活用が有効であることを踏まえまして、令和元年6月20日付31教指企第355号「学校における情報通信端末の取扱いについて(通知)」を通知し、スマートフォン等の情報通信端末の持ち込みについて校長の判断により許可できるものとしています。

- (4) 学級担任や特別支援教育コーディネーター等への合理的配慮に関する研修を充実させてください。合理的配慮への理解促進を図り、すべての教職員の資質の向上につなげてください。

**回答:**教職員研修センター(代読)

東京都教職員研修センターでは、特別支援教育に関する研修等を通じまして、障害を理由とする差別の解消に関する推進に関する法律(障害者差別解消法)に基づく合理的配慮を取り上げ、理解推進と教職員の資質向上を図っています。

- (5) 特別支援教育コーディネーターが学校の中で十分に機能していないという報告があります。特別支援教育コーディネーターは都の管轄ではないとのことですが、都内での地域格差、それぞれの教員の資質に依存するような状況を改善できないのは東京都教育庁として東京都の問題として捉えていただきたいです。各地域の特別支援教育コーディネーターについて調査をし、各地域の実態を把握し公表してください。

**回答:**都立学校教育部特別教育支援課と指導部特別支援教育指導課:代表して指導部特別支援教育指導課が回答  
都教育委員会では、区市町村教育委員会の特別支援教育担当指導主事等を対象とした連絡協議会により、特別支援教育に関する情報交換・情報共有に努め、各区市町村における特別支援教育コーディネーターへの研修の充実や専門性の向上に役立たせています。また、地域ごとに都立高校と都立特別支援学校の特別支援教育コーディネーターとの連携や情報共有を目的とした連絡協議会を開催するなどし、都立高校の特別支援教育の充実を図っています。  
都教育委員会では、今後も各学校の特別支援教育コーディネーターの専門性の充実に向けて学校や各区市町村教育委員会を指導してまいります。

- (6) 読み書きに困難のある児童・生徒は、現状の学校教育の中では負担が大変大きく、適切な合理的配慮が必要です。適切な配慮がなされず、二次障害を発症した事例もあります。現状では出会った教員の能力に左右されている状況であり、より専門的知識を持ったすぐれた教員の採用、研修、外部との連携を強くお願いします。

**回答:**人事部選考課(代読)

都教育委員会は、優秀な人材を確保するため、教員としての熱意や使命感、ならびに実践的な指導力を重視した採用選考を実施しております。今後も東京都の教員としてふさわしい資質と能力を持つ、優れた人物の採用に努めていきます。

**回答:**教職員研修センター(代読)

東京都教職員研修センターでは、発達障害への理解に基づき適切な配慮を行うことができるように教員の資質・能力と専門性の向上を図る研修を実施しています。

**回答:**都立学校教育部特別支援教育課

特別支援教室を導入しております小中学校においては、都教育委員会による臨床発達心理士などの巡回を実施しておりまして、発達障害のある児童・生徒など特別な指導・支援を必要とするすべての児童・生徒につきまして、学校の求めがあります場合に、児童・生徒が抱える学習面・生活面の困難を的確に把握し、その困難に対応した専門的な指導・支援を実施するための助言を在籍校の教員などに対して行っております。

- (7) 作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士などの専門家を活用することで効果が上がった事例が報告されています。区市町村教育委員会に対し、各校において校内委員会の委員として外部の専門家を積極的に招へいし、意見を取り入れるよう指導助言してください。

**回答:**都立学校教育部特別支援教育課

作業療法士などの外部の専門家などについてですけれども、都教育委員会は、「特別支援教室の導入ガイドライン」の中で、校内委員会の委員構成などについて、「特別支援教室を導入した後は、拠点校のみならず、巡回校でも巡回指導教員を委員とすることは望ましい、また、必要に応じて臨床発達心理士などの出席も可能である。」としております。特に、都が巡回させている臨床発達心理士などの活用について「臨床発達心理士等からの専門的所見を得るため、校内委員会への出席や書面での所見の提出を求めることが重要である。」とガイドラインの中であげられております。校内委員会での検討における専門家の関与の重要性について区市町村に周知を図っております。

### 3. 特別支援教育について

---

- (1) 平成29年3月に文部科学省より出された「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン第一部概論導入編『特別支援教育の理念』」に、「自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する」とあります。東京都では幼児児童生徒の自立や社会的参加に向けた主体的な取組への支援は具体的にどのように行われているのか活動内容をお聞かせください。

**回答:**指導部特別支援教育指導課

引用いただきましたガイドラインの該当ページの特別支援教育の理念は平成19年4月1日付で文部科学省

から通知された「特別支援教育の推進について」の中で示されたものでして、都はこの通知に先駆け、平成16年11月に「東京都特別支援教育推進計画」を策定しました。現在は、平成29年2月に策定しました「東京都特別支援教育推進計画(第二期)、第一次実施計画」に基づき、「共生社会の実現に向け、障害のある幼児・児童・生徒の自立を目指し、一人一人の能力を最大限に伸ばして、社会に参加・貢献できる人間を育成」することを基本理念としながら、特別支援学校の教育課程の充実や個に応じた進学、就労等への対応、発達障害のある児童・生徒への適切な指導体制の構築等に取り組んでいます。

(2) 現在の小学校特別支援教室について、東京都としての今後の課題と展望をお聞かせください。

**回答:**都立学校教育部特別支援教育課

小学校の特別支援教室についてですが、平成30年度に小学校全校に特別支援教室が導入されまして、対象となる児童数が増加しております。子供たちの困り感が、多様化している中で、質の向上が求められております。教員に対する講習会の内容の充実などを通じまして、今後も特別支援教室の適切な運営に努めてまいります。

(3) 中学校特別支援教室の準備状況、実施状況をお聞かせください。各区市町村の状況について、都で取りまとめている現時点での状況について説明してください。

**回答:**都立学校教育部特別支援教育課

中学校の特別支援教室につきましてですが、平成30年度から順次導入開始しておりまして、今年度の時点で中学校全体の約6割に相当する350校で設置しております。3カ年で全校の導入を達成することとしております。

(4) LDがある児童・生徒に対して、教材を工夫するよう、都立学校および各区市町村教育委員会を指導してください。より基礎的な国語や算数の教科知識習得を目的にして教員を複数配置し、少人数で授業が行えるようにするなど学習環境改善に取り組んでください。

**回答:**指導部特別支援教育指導課

教材の工夫についてでございますが、都教育委員会では、都立特別支援学校を対象とした教育課程編成、実施、管理説明会において、採択した教科書を適正に使用するとともに、個に応じた指導内容・方法の工夫に努めるよう周知徹底しています。また、区市町村教育委員会の特別支援教育担当者を対象とする連絡協議会および特別支援学級の教員を対象とした教育課程講習会などにおいて、『『読めた』『わかった』『できた』読み書きアセスメント～中学校版～』などを通じて、読み書きに困難のある児童・生徒に対する教科指導の工夫を示しています。

**回答:**人事部人事計画課

教員の複数配置に関してですが、教職員の定数につきましては、国の基準に基づく都の教職員定数配当基準により適切に算定しているところでございます。なお、小中学校および高等学校に対しまして、児童・生徒の習熟の程度等を踏まえてきめ細かな指導を行うための教員加配などもおこなっているところでございます。

(5) 都立秋留台高校の状況、効果の検証結果を踏まえた今後の自校通級についての東京都教育庁の方針をお聞かせください。

**回答:**都立学校教育部特別支援教育課

通級による指導のパイロット校として、都立秋留台高校におきまして、平成30年4月から運用を開始しております。パイロット校での実践を踏まえまして、今後の通級指導のあり方について検討をおこなうところです。

(6) 今年度のコミュニケーションアシスト講座の実施状況、利用者の状況を教えてください。また、コミュニケーションアシスト講座の対象を、私立学校にも広げてください。

**回答:**都立学校教育部特別支援教育課

コミュニケーションアシスト講座ですけれども、非常によくご活用いただいております。本年度につきましても、毎週土曜日に、年 30 回実施する通年長期講座、同じく毎週土曜日に年 10 回ずつ、3 期間に分けて実施する通年短期講座、夏休み期間中の主に平日に計 10 回実施する短期集中講座の 3 つの講座を実施しております。また、本年度のコミュニケーションアシスト講座の受講者数は昨年度の実績よりも増える見込みとなっております。なお、現在のところ、都立高校生以外に受講対象者を拡大するといった予定はございません。

#### 4. 児童・生徒に関わる機関との連携について

- (1) 乳幼児から学校卒業まで一貫した支援ができるよう、学校生活支援シート、個別の教育支援計画を十分に活用して保育園・幼稚園・認定こども園・小学校・中学校・高等学校の連携をより充実したものにしてください。

**回答:指導部特別支援教育指導課**

学校生活支援シート等を活用した各学校間の連携についてでございますが、都教育委員会は、平成 26 年 3 月に作成しました「これからの個別の教育支援計画」、また平成 28 年 3 月に作成しました『『つながり』と『安心』保護者とともに作る個別の教育支援計画』などにより学校生活支援シートを活用した乳幼児期から学校卒業後までの円滑な引き継ぎに関する事例等を紹介し、各学校において一貫性のある支援がはかられるよう努めています。また、学校生活支援シートを活用し、発達障害等のある児童・生徒への支援の内容が確実に引き継がれるよう区市町村教育委員会への周知を図っています。

- (2) 学校生活支援シートの作成および活用については、まだまだ地域格差・学校間格差が大きく、この格差を埋められるよう、研修、時間をかけた演習などを実施し、指導を徹底してください。

**回答:指導部特別支援教育指導課**

学校生活支援シートの作成および活用についてですが、区市町村教育委員会の特別支援教育担当指導主事等を対象とした連絡協議会等において周知を図っています。また、平成 29 年 3 月に作成・発行しました「個別の教育支援計画に基づく連携ガイドライン」では、一貫した支援への実現に向けたチェックリストを掲載するなどして、各学校の学校生活支援シートの作成や活用の充実に向けた取り組みを支援しています。

**回答:教職員研修センター(代読)**

東京都教職員研修センターでは、特別支援教育に関する研修等を通じまして学校生活支援シートの作成と活用を促す講義や演習を実施しております。

- (3) 管理職の対応によって合理的配慮の取り組みに差がある事例の報告があります。地域の校長会などで、自校内での LD 等発達障害をもつ児童・生徒への対応について情報交換をするなど、管理職が実際の学校運営に活かせるような情報共有のシステムを構築するように、各区市町村教育委員会をご指導ください。

**回答:指導部特別支援教育指導課**

都教育委員会では、平成 28 年の 2 月に策定しました「東京都発達障害教育推進計画」に基づき、すべての公立学校における発達障害教育の充実を推進しています。管理職や管理職候補者に対し、特別支援教育に関する研修を実施するとともに、平成 29 年 3 月に作成しましたリーフレット「ユニバーサルデザインの視点を取り入れた学校の教育活動の推進について」などにより、各区市町村教育委員会による小中学校の管理職に対する指導・助言を支援しています。

- (4) 在学中からの職業教育を一層充実させてください。さまざまな分野と連携しながら在学中から「社会で生きて行く力をつけるための具体的な指導」を推進してください。

**回答:指導部特別教育支援指導課**

職業教育についてですが、都立特別支援学校に対しては、小学部から高等部までの各学校段階間を通じて、一貫性や系統性のあるキャリア教育を充実させるよう各学校に指導しています。また、作業学習や職業に関する教科・科目の設定など、児童・生徒の実態や学校の課題に応じた教育課程の編成を支援しています。区市町村教育委員会に対しては、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身につけていくこ

とができるようなキャリア教育の推進を周知しています。

**回答:**教職員研修センター(代読)

東京都教職員研修センターでは、キャリア教育に関する研修を実施するなど、職業教育に関する具体的な指導についての専門性を図る研修を実施しております。

(5)トライアングルプロジェクトによる学校と放課後等デイサービス事業所との連携が推進され、そのサービス内容が充実されるよう、関係機関への働きかけをお願いします。

**回答:**一部ご要望の中に放課後等デイサービスの福祉保健局の所管でありますので、教育庁で回答できる「関係機関への働きかけ」について、指導部特別支援教育指導課が回答いたします。

指導部特別支援教育指導課

都教育委員会は、各区市町村の教育委員会に対し、学校生活支援シートに記載された支援内容を、放課後等を過ごす関係機関の職員とも共有し、学校以外の機関と一体化した支援を行うよう周知しています。

(6)LD等発達障害をもつ児童・生徒の卒業後の進路について、教員も知識や情報が得られるよう、産業労働局、福祉保健局と連携した研修や、情報の開示を教員対象に行ってください。現在行われているのであれば、その内容の詳細を教えてください。

**回答:**東京都教職員研修センター(代読)

東京都教職員研修センターでは、特別支援教育の対象となる児童・生徒への進路指導について、教員が幅広い知識や情報を得ることができるよう、大学や企業等と連携した研修を実施しております。

**回答:**指導部特別支援教育指導課

都立学校への情報の開示についてですが、都教育委員会では、高等学校における発達障害のある生徒の支援に関する講習会を開催し、関係機関や大学等での取り組みを紹介するなどし、卒業後の進路に関する知識や情報が得られるよう努めています。また、都立特別支援学校の進路指導担当教員による連絡会を開催し、東京労働局、産業労働局、福祉保健局などとの連携による最新の情報提供や担当者間の情報交換を行うとともに、その内容を都立高校の進路指導担当教員と共有できる連絡協議会を定期的に設け、都立高校に在籍する発達障害のある生徒の進路指導の充実にも努めています。

**回答:**指導部義務教育指導課(代読)

都教育委員会では、文部科学省が作成しております「進路指導の手引き」に基づきまして、教員がひとりひとりの児童・生徒の能力・適性等を把握して進路指導に役立てるとともに、就業・進学・家業・家事従事など、生徒の進路選択の時点におけます援助や斡旋などの活動を適切に行えるよう区市町村教育委員会や各学校等に引き続き情報の伝達をおこなっていきます。

(7) 昨年度の回答によると、情報開示については文部科学省の「進路指導の手引」に基づき区市町村教育委員会や各学校に情報の伝達を行っているとのことですが、東京都の現状や課題に即した東京都独自の進路指導ガイドブックはないのでしょうか。

**回答:**指導部特別支援教育指導課

都で平成29年3月に「発達障害の状態に応じた進学と就労支援の手引」を作成し、各区市町村の教育委員会に配布するなどして周知しています。

(8) LD等発達障害をもつ児童・生徒の保護者同士の交流が不十分であるとの声があります。家庭と教育と福祉の連携のためにも保護者同士の関わり、保護者と学校の関わりが密にとれるような保護者会の開催や保護者の集まりができるよう、各区市町村教育委員会への指導をお願いします。

**回答:**都立学校教育部特別支援教育課

家庭と教育と福祉の連携に当たって、保護者同士の関わりや保護者の方と学校との関わりは非常に大事な

ことだと認識しております。保護者会の開催などについては、区市町村の教育委員会や各学校の判断により実施するものと考えております。

以上(質疑応答は非公開とします)